

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 4 日

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長 殿

内閣府政策統括官（防災担当） 付
参事官（避難支援担当）

被災者の良好な生活環境の確保に向けた
在宅避難者等に関する情報の継続的把握、被災者台帳の作成及び
災害ケースマネジメントの開始について（依頼）

災害救助法が適用されたことにより、「避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）」（令和 8 年 7 月 28 日付事務連絡）のとおり、避難所における良好な生活の質の確保をお願いしたところであるが、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施するためには、被災者台帳を作成し、被災者の情報を一元的に集約するとともに、被災者台帳を活用した災害ケースマネジメントを実施することが重要である。

現在も避難生活が続いており、今般、災害救助法の適用期間が延長されたところ、関係部局と連携のうえ、下記のとおり、在宅避難者等に関する情報の継続的把握、被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの開始をお願いしたい。

記

1. 在宅避難者等に関する情報の継続的把握

被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施するためには、被災者が避難生活を送る場所にかかわらず、被災者に関する情報の把握を徹底することが重要である。

在宅避難者等の避難所外避難者については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 7 第 1 項により、その情報を把握することとされているが、その情報の把握に当たっては、戸別訪問や電話等によるアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（アプリ等による発信等）を促すことが効果的である。

アウトリーチによる情報把握については、医療関係者、保健師、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、NPO やボランティア等の民間団体など、様々な主体と連携して実施することが効果的かつ効率的である。

このほか、以下の点にも留意いただきたい。

- ・アウトリーチの範囲は、全戸訪問による悉皆調査を含め、被災状況等に応じて検討すること。その際、要配慮者のいる世帯から訪問するなど、優先順位を決めること
- ・要配慮者に関する情報の把握に当たっては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
- ・支援者間で被災者に関する情報を共有できるよう、利用目的を特定し、本人の同意を取っておくこと
- ・避難所の案内や罹災証明書の申請案内など、必要な支援情報の提供を併せて行うこと
- ・被災高齢者等把握事業の活用すること

＜被災高齢者等把握事業＞

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施する事業

＜担当：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課＞

(参考)

戸別訪問や電話等によるアウトリーチの実施に当たっては、以下のヒアリングシート（例）を参考とされたい。

被災者台帳と連動したヒアリングシート（例）

市町村が事前に記入しておくこと

発災後、速やかに記入すること

基本情報	
氏名	生年月日
住所	性別
世帯主	
電話番号	メールアドレス
居所	
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・要申請・その他()
希望の避難場所	避難所・自宅・仮設仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他()
家族等の状況	就業の有無 有・無

要配慮者情報

要配慮者	該当・該当なし
支援者	
身体障害者手帳(補聴・補眼)	
療育手帳	
精神保健福祉手帳	
要介護認定区分	
理解できる言語(外国人の場合は)	
同伴避難のペット	有・無

各種支援の必要性

トイレ	必要・必要なし
食事	必要・必要なし
入浴	必要・必要なし
移動	必要・必要なし

医療の状況

医療サポートの利用状況	
人工呼吸器	
在宅酸素	
透析	
インスリン注射	
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)	
アレルギー・除去食	
その他()	
治療状況	
通院(継続・中断)	
服薬(継続・中断)	

情報の取扱い

情報提供の同意	同意あり・同意なし
同意する情報提供先	

※記入した内容は速やかに被災者台帳のデータベース等に入力すること

(掲載元) 内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html>

2. 被災者台帳の作成

災害対策基本法第90条の3第1項に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができることとされており、被災市町村においては、1. で把握した情報や避難所に滞在する避難者に関する情報を集約するに当たって、積極的に作成いただきたい。また、適宜時点更新を行うことにより、被災者に関する情報を継続的に把握できるよう努めていただきたい。

なお、災害対策基本法第90条の3第5項及び第6項に基づき、都道府県知事は、被災者台帳を作成する市町村長からの要求に応じて、市町村長に代わって、関係地方公共団体の長等に対して、被災者台帳に関する情報の提供を求めることができることとされている。

(参考)

被災者台帳の作成に当たっては、下記を参考とされたい。

- ・被災者台帳の作成等に関する簡単手引き（令和7年8月）
- ・被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について（通知）（令和7年7月8日）

(掲載元) 内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html>

3. 災害ケースマネジメントの開始

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの被災状況や避難生活の課題等をアウトリーチにより把握したうえで、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組である。2. の被災者台帳も活用し、積極的に実施いただきたい。特に、避難所の閉所検討や応急仮設住宅の供与が始まる段階では、被災者の自立・生活再建に向け、住宅の被害状況や具体的な住まいの課題等の整理を行い、継続的な支援が必要な被災者を特定し、災害ケースマネジメントを本格化することが重要である。

また、被災者の抱える多様な課題に対応するためには、当該課題に対応できる専門性を有した専門家や民間団体との連携が必要不可欠である。社会福祉協議会等の福祉関係者（見守り・相談、福祉的支援等）、弁護士（法律的相談や被災者支援制度の助言等）や建築士（住宅修理の可否の助言等）等の士業関係者、NPOなど、様々な専門性を有する民間団体と連携して取り組むことが重要であ

る。このため、被災者の個々の状況に応じた支援策を関係者間で検討する災害ケースマネジメントケース会議には、自治体の関係部局の職員に加え、こうした民間団体の方にも参画いただくことが望ましい。

当分の間、災害救助法の「福祉サービスの提供」に該当するため、積極的に実施することが望ましい。

また、上記取組は、これまで、災害時に、被災者見守り・相談支援等事業を活用し、地域の社会福祉協議会等と連携して地域支え合いセンターを設置することにより継続的に見守り・相談等の支援を行った事例が多くあるため、その活用を積極的に検討されたい。

＜被災者見守り・相談支援等事業＞

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う事業

＜担当：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課＞

(参考)

災害ケースマネジメントの実施に当たっては、下記を参考とされたい。

- ・災害ケースマネジメント実施の手引き(令和5年3月)
- ・災害ケースマネジメントに関する取組事例集(令和4年3月)
- ・在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き(令和6年6月)
- ・災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用する際のガイドライン(令和7年12月)

(掲載元) 内閣府HP

災害ケースマネジメントに関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

在宅避難者・車中泊避難者の支援に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/index.html>

ホテル・旅館等への避難について

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/2jihinan.html>

以 上

＜問い合わせ先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
大湯、小林、牧野、黒濱
TEL:03-3593-2849（直通）